

平成26年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会における
第11次計画の委員意見とその対応について

日時：平成 27 年 1 月 28 日

場所：咲洲庁舎 18 階

| 【委員意見】 | 【対応】 |
|--|--|
| <p>意見①【P6～7】</p> <p>2（1）許可をしない場合の考え方 2（2）許可する場合の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可する場合にのみ基本という言葉があるのは何故か？許可する・しない場合で、表現が異なるのは違和感を感じる <p>意見②【P7】</p> <p>（2）④2）愛玩のための飼養の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> この項目は（1）許可をしない場合の考え方に入れるべきでは？ <p>意見③</p> <p>【P11】② 1）予察表</p> <ul style="list-style-type: none"> シカの被害発生地域が府内全域であるのはおかしいのでは？ <p>意見④</p> <p>【表紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 5 月 29 日で変更と記載があるが、変更で間違いはないのか？ <p>意見⑤</p> <p>【表紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法改正により、名称に管理が加えられたが、この名称でパブコメ等を実施し、公表することは法的に問題ないのか？ | <p>→修正①</p> <p>（1）にも基本的という言葉を追記し、「許可をしない場合の基本的考え方」と修正 ※国の様式参考例も上記と同様</p> <p>→今回の計画変更では、項目（2）許可する場合の基本的考え方に入れたままで対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本項目については、鳥獣保護法施行規則第 5 条の各号の順番で記載しているため。 <p>→シカの管理計画でも管理区域を府全域としていること、また泉州地域でも目撃情報があることから、府内全域で被害の可能性があることから、修正はせず、現状のままで対応します。</p> <p>→ 変更で間違いありません （国が策定している、基本指針が「変更」であるため、基本指針に即して作成される、都道府県の鳥獣保護管理計画も変更となる。国 Q&A に明記・国に TEL で確認）</p> <p>→問題ありません。 （附則の 4 条で、法施行前においても、都道府県知事が、鳥獣保護管理計画を定め、公表することができるとされています。 またシカ・イノシシの管理計画についても、附則 6 条において、鳥獣保護管理計画と同様の規定が定められています。）</p> |

意見⑥

【その他】

・法改正により、名称に**管理**というが加えられたが、国の定義が誤っている。
管理とは減少・縮小ではなく維持すること。
府民へ分かりやすいように補足説明がある程度必要かと考える。

⇒パブリックコメント実施の際に、府民向けの説明書きに、「適正な管理」と記載し、法改正後も保護と捕獲のバランスに配慮した適正な管理に努めている旨、ご理解いただくように考えております。